

平成30年6月12日  
京都司法書士会  
会長 山口 基樹

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」  
の成立にあたっての会長声明

平成30年6月6日、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立しました。

この法律の目的は、社会情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることから所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るための基本方針について定め、国土の適正かつ合理的な利用に寄与することが目的とされています。

そのため、市町村長に対して、所有者不明土地につき、適切な管理のため特に必要があると認められる場合には、家庭裁判所に対し、不在者財産管理人、相続財産管理人の選任を請求する権限が認められました。

また、相続登記の放置が所有者不明土地を増加させる要因となっていることから基本方針の中では、特定登記未了土地の相続登記等の促進に関する基本的な事項を定めなければならないこととされ、不動産登記法の特例も定められました。この中で登記官には、一定の要件のもとに土地の所有権の登記名義人となりうる者を探索し、相続登記等の申請を勧告することができる権限が付与されました。今後、市民に対し、登記官による相続登記等の申請の勧告が行われることも予想されます。

司法書士は、従来から相続登記等を通じて国民の権利の保全に寄与する職責を担い、高度な職能倫理をもって全国あまねく、国民の期待に応えてきた専門職能です。

本法律の成立にあたり、当会は、本制度の周知を図り、相続登記の促進に関する事業を実施し、登記官から相続登記等の申請の勧告を受けた市民の方に対する支援に努めるとともに、市町村と連携し、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を推進していきます。